

令和6年度 第2回世田谷区風景づくり委員会 議事概要

日時：令和6年10月29日（火曜日）午前9時30分から午前11時30分

場所：二子玉川分庁舎 大会議室

都市整備政策部都市デザイン課

附属機関会議録

会議の名称	令和6年度 第2回世田谷区風景づくり委員会
事務局を主管する課の名称	都市整備政策部 都市デザイン課
開催日時	令和6年10月29日（火曜日）午前9時30分から午前11時30分
開催場所	二子玉川分庁舎 大会議室
出席者	<p>【世田谷区風景づくり委員会】</p> <p>野原卓委員、鶴田佳子委員、後藤智香子委員、田邊学委員、有田菜穂子委員、桃原繁樹委員</p>
	<p>【事務局】</p> <p>都市整備政策部長： 笠原聡</p> <p>都市整備政策部都市デザイン課長： 青木徹</p> <p>都市デザイン担当係長： 二見征</p> <p>担当職員： 和田楓磨、三澤英里子、杉山菜生</p>
会議の公開・非公開・一部非公開の別	公開
傍聴人の人数	0名
会議次第・内容	<p>開会</p> <p>1. 議事 審議事項 風景づくり計画の改定について</p> <p>2. 事務連絡</p> <p>閉会</p>

令和6年度第2回世田谷区風景づくり委員会

令和6年10月29日(火)

○都市デザイン課長 皆様おはようございます。朝早くからお集まりいただきまして、ありがとうございます。9時30分が開始時間でございますが、皆様お集まりいただきましたので、これより令和6年度第2回風景づくり委員会を開催させていただきます。

本日は大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。また、日頃より世田谷区の風景づくりに様々なご理解とご協力を頂きまして、誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます都市デザイン課長の青木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本委員会は会議録と名簿を公開してございます。会議録の作成に当たり、速記の委託事業者により会議の録音をさせていただきます。あらかじめご了承いただきますようお願いいたします。

なお、会議録の公開は事前に委員の皆様にご確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、世田谷区都市整備政策部長の笠原より挨拶を申し上げます。

○都市整備政策部長 皆さま、おはようございます。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。8月の第1回に続きまして、次期計画の策定に向けての検討をお願いしたいと思っております。

前回のお話、色々頂きまして、今回、今後の次期計画の骨子のたたき台というものを整理いたしました。組立てはこんな形でどうかという、そんな資料になっております。今後の本当の骨組みの基礎となる部分ですので、ぜひ皆様ご意見を頂いて、それをブラッシュアップしていきたいと思っております。

最終ではないのですが、年内にもう1度、また2か月後、12月に開催を予定しているところで、そちらでは骨子を固めていきたいと思っております。ですので、どうぞ本日は様々なご意見を交わしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○都市デザイン課長 ありがとうございます。

それではまず、本日の委員の皆様の出席についてご報告いたします。

〇〇委員から事前にご欠席との連絡を頂いてございますので、本日の委員は6名のご出席となっております。したがって、本日の委員会は、世田谷区風景づくり条例施行規則第34条に定める会議の定足数に達しておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、世田谷区風景づくり委員会委員の皆様をご紹介します。私から向かって右側からご紹介させていただきます。

まず、〇〇委員でございます。

〇委員 〇〇です。おはようございます。

〇都市デザイン課長 〇〇委員長でございます。

〇委員長 よろしくお願ひいたします。

〇都市デザイン課長 〇〇副委員長でございます。

〇副委員長 よろしくお願ひいたします。

〇都市デザイン課長 〇〇委員でございます。

〇委員 〇〇と申します。よろしくお願ひします。

〇都市デザイン課長 〇〇委員でございます。

〇委員 〇〇です。よろしくお願ひします。

〇都市デザイン課長 〇〇委員でございます。

〇委員 〇〇でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

〇都市デザイン課長 ありがとうございます。

続きまして、本日出席しております区の職員を紹介いたします。

都市整備政策部長の笠原でございます。

〇都市整備政策部長 改めまして、笠原です。よろしくお願ひいたします。

〇都市デザイン課長 私、都市デザイン課長の青木でございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局の紹介です。

都市デザイン課担当係長の二見でございます。

〇事務局 二見です。よろしくお願ひします。

〇都市デザイン課長 担当の杉山でございます。

同じく和田でございます。

同じく三澤でございます。

また、本日は風景づくり計画の改定業務の支援をお願いしております、株式会社〇〇の皆様が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、審議事項に移らせていただきます。ここからの進行は世田谷区風景づくり条例施行規則第32条2項により、委員長をお願いしたいと思います。それでは委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長 皆さん、どうもおはようございます。朝早くから、どうもありがとうございます。令和6年度第2回ということになりますね。世田谷区風景づくり委員会を開催させていただきたいと思います。

お手元に次第がございますけれども、議事に関しましては審議事項が1点になっております。前回、第1回委員会に引き続き、風景づくり計画の改定ということで進めてまいります。こちら前回もちろっとスケジュールをご確認いただいたかもしれませんが、本年度から一応来年度にかかって、この委員会の中で審議を進めていくことになっております。

本日はその中で、前は本当に頭出しといいますか、こういうことを始めますよということだけだったと思いますけれども、そこでも頂いたご意見を踏まえつつ「骨子（案）たたき台」について、「(案)」に「たたき台」と2個ついていますけれども、ご意見を頂くことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まずは事務局より、資料のご確認をよろしくお願いいたします。

○都市デザイン課長 それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

本日の資料につきましては、あらかじめ委員の皆様へ郵送させていただいたものと変更はございません。

本日の配付資料ですが、まず委員会の次第。A4、1枚です。次に、次第に記載の資料1、資料2となっております。また、閲覧資料といたしまして、世田谷区全図、都市計画図1、2、風景づくり計画、界わい形成地区ガイドを机の上に用意させていただいております。

以上が本日の資料でございます。お手元に資料がない方がいらっしゃいましたらお知らせいただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

資料の確認等は以上になります。

○委員長 よろしいですかね。ありがとうございます。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

先ほどの「風景づくり計画の改定について」ということで、事務局よりご説明をよろしくお願いいたします。

○都市デザイン課長 それでは「風景づくり計画 改定骨子（案）たたき台」につきまして、事務局よりご説明をさせていただきます。

○事務局 それでは、説明させていただきたいと思います。本日は「風景づくり計画 改定骨子」の案のたたき台です。よろしくお願いいたします。

最初にスクリーン見ていただきまして、骨子（案）たたき台は、前回委員会でお示ししました見直しの考え方と主な視点などに皆様から頂きましたご意見を踏まえまして、あと庁内で検討しまして作成をいたしました。

本日のご意見を踏まえまして、次回12月26日の風景づくり委員会では、今度はたたき台ではなく骨子（案）についてご議論いただく予定としております。本日はたたき台ですので、たたいていただければと思っております。

改定の骨子は令和7年2月に区民の皆様公表して、ご意見を頂く予定としております。

それでは、ここからはお手元の資料を基に説明させていただきます。一応画面にもその部分を映しますけれども、お手元の資料1を御覧いただければと思います。

では、説明させていただきます。「風景づくり計画 改定骨子（案）たたき台」です。

この改定骨子（案）たたき台は、3つの項目で構成されています。1ページ目の左側の（1）「風景づくり計画見直しの視点（考え方）」、その右側の（2）「風景づくり計画の構成」、それから2ページ以降の（3）『世田谷区風景づくり計画』の見直しの方向」の3つの項目で構成されております。

それでは、初めに1ページ目の左側「風景づくり計画見直しの視点（考え方）」から説明させていただきます。こちらは、前回の委員会でご説明しました見直しの視点を一部修正したものとなります。

まず上のところ。区では現行計画を着実に進めてきました。計画期間の10

年を経過することから、この間に改定された上位計画との整合を図るとともに、区民の参加と協働による風景づくりのさらなる推進、それから区民が風景づくりを身近に感じられることなどを目指して計画を見直していきます。

現行計画の第Ⅰ部、風景づくりの考え方の部分は基本的に継承しまして、今後10年のよりどころとなるように部分的に見直します。

また、現行計画の第Ⅱ部、第Ⅲ部、第Ⅳ部につきましては、検証・評価の結果を踏まえまして、章の構成の変更も含めた見直しを行います。

続きまして、1ページ目の左側の下の部分です。見直しの主な視点は4つとなります。

1つ目は「あらゆる主体や世代が『風景づくり』を身近に感じ、取り組める仕組み」です。区民にとって風景づくりが身近に感じられる構成・内容とし、また風景づくりに踏み出せる取組みを示します。

2つ目の見直しの視点は「街の未来を考えた風景づくりの誘導の進化」です。社会の変化を踏まえ、これからの街に求められる機能や考え方などを取り入れた内容とします。

3つ目の視点は「地域の風景を先導する公共施設の風景づくりの推進」です。公共施設整備などの連続性、一体性への配慮を踏まえた考え方や指針に見直していきます。

それから、視点4つ目は「多様な主体との連携による風景づくりの一層の推進」です。大規模再開発時の事業者との早期連携ですとか、あと、せたがや風景デザイナーと風景づくり委員会との連携などについて示してまいります。

続きまして1ページ目の右側「風景づくり計画の構成」です。

なお、本日の資料の骨子（案）たたき台の体裁ですけれども、(2)「風景づくり計画の構成」の下のところに青い枠のところがありますけれども、ここに「見直しの方向」というものを記載しております。今回、たたき台として皆様に分かりやすいようにということで、説明で入れていますが、2月に公表する骨子の完成形ではこの青枠のところは削除しまして、計画の骨子の内容そのものという体裁にしていこうと思っております。

それでは計画の構成ですけれども、左側が現行計画、右側が改定後の計画の構成としております。

見直しの方向としまして、現行計画において第Ⅱ部、「景観法に基づく取組み」、それから第Ⅲ部「条例等に基づく風景づくり」に分かれていた構成を1つとしまして、「風景づくりの取組み」としてまとめて区民の皆さんに分かりやすい章立てとしていきます。

また、今回の改定で多様な主体の参加と協働による風景づくりを重視していくことを明確にするために、現行計画では第9章にありました「協働による風景づくり」を計画の前のほうに移動させまして、新たに第4章「多様な主体による参加と協働」を設けて、その考え方をまずお示ししまして、それから取組みにつきましては、第5章「区民主体の風景づくり」を、取組みの一番初めのところに設ける構成という形に修正しております。

改定後の計画全体の構成ですけれども、今回は3部構成としまして、Ⅰ部では風景づくりの基本的な考え方、Ⅱ部ではその具体的な取組み、Ⅲ部ではその取組みを進めていくための推進体制という、少しシンプルにした構成としております。

続きまして、ページをおめくりいただき2ページになります。ここからは(3)『世田谷区風景づくり計画』の見直しの方向」としまして、改定後の各部各章の内容の骨子となります。

それでは、まず第Ⅰ部の「風景づくりの基本的な考え方」の部になります。第1章「計画の主旨」です。

青枠の部分、見直しの方向としましては、1「計画策定の背景と目的」に今回の計画改定の趣旨を追記してまいります。また、あと細かいところにつきましては「風景づくりのあゆみ」の部分に、前回改定以降の取組みについて追記をしていきます。大きく改定するということはこの部分にはありません。

続きまして、第2章の「世田谷の風景特性」についてです。

こちらは世田谷の風景の成り立ちですとか、あと世田谷の風景特性について示しております。こちらについても、基本的には現行計画から見直しする内容はあります。素案作成の段階におきまして、説明の細かい文章の中で時点修正を行っていきたいと考えております。

続きまして、第3章「風景づくりの理念・方向性」です。

まず、1「風景づくりの理念」です。「地域の個性を活かし、協働でまちの

魅力を高める世田谷の風景づくり」につきましては変更することなく、今後10年間も引き続きこの理念を継承して進めてまいりたいと考えております。

続きまして、「取り組みの基本姿勢」。こちらの3つの内容につきましても、引き続き継承してまいりますけれども、「見直しの方向」のところで、この「取り組みの基本姿勢」の3点について解説する文章が風景づくり計画にあるのですけれども、その文章の中に以下の2点を踏まえた文章を追記、説明していこうと考えております。

1つ目としましては「地震や風水害など災害を踏まえた風景づくり」「これからの街に求められる機能や考え方をとり入れた風景づくり」などに対する基本姿勢を追加していきます。

具体的には前回委員会でご意見を頂きました防災・減災や復興に合わせた風景づくり、それから歩いて楽しめる街の魅力づくりやグリーンインフラ、生物多様性、脱炭素などの考え方を踏まえた風景づくりについて、素案を作成する段階で、その説明文章の中に示していきたいと考えております。

また、2つ目としまして地域の「個性」や「資源」を活かした風景づくりは、例えば既存のものを活かしていくだけではなくて、新たに創出されるもの、これまで創出されたものなども地域の「個性」「資源」としていく姿勢を追記していこうと考えております。

次の3「風景づくりの方向性」につきましては、現行計画では4つの全体的な方向性と、5つの地域ごとに風景特性や考え方について文章で方向性を示しているのですけれども、こちらの内容につきましては基本的に継承していくとともに、また素案作成の段階においては時点修正などを確認して行っていきたいと思います。

続きまして、第4章「多様な主体による参加と協働」です。

今回の計画改定において、多様な主体の参加と協働による風景づくりを計画の中で重視していくことを明確にするため、現行計画では第9章にありました「協働による風景づくり」を計画の前のほうに移動しまして、まずは考え方を第4章でお示しします。

その節ですけれども、「多様な主体による風景づくりの推進」と「区民・事業者・区の役割」につきましては、現行の第9章からそのまま移動してきます。

それから、3の「区民主体の風景づくりの推進」につきましては「見直しの方向」としまして、区民主体の風景づくりを推進するに当たっての基本的な考え方を記載します。また、「地域風景資産」や「界わい形成地区」など、これまで行われてきた世田谷区独自の区民主体による風景づくりの具体例を掲載していこうと思っています。

また、第4章につきましては、より区民に伝わりやすいように、素案では写真ですとか体系図などを活用して表現していきたいと考えております。場合によっては、コラム的な形にご紹介を入れたりとかしていきたいと考えております。

続きまして、ページをおめくりいただきまして3ページになります。ここからは、次の第Ⅱ部「風景づくりの取組み」の部になります。

初めは第5章「区民主体の風景づくり」です。

こちら第4章と同じく、多様な主体の参加と協働による風景づくりを重視することを明確にするために、現行計画では9章にありました「協働による風景づくり」を前のほうに移動しているのですが、その取組みに関する内容を第Ⅱ部の一番初めのところに持ってきて、移動して構成しています。

「見直しの方向」ですが、多様な参加や関わり方が生まれていくように、風景づくりの主体の裾野を広げる支援や普及・啓発について記載してまいります。

区民主体の風景づくりに対して区が行う取組みとしましては大きく2つありまして、区民への支援と区民への普及・啓発になります。

1つ目の「区民主体の風景づくりの支援」では、まず取組みの主なものとして支援する制度を表に示しております。

また、その表の写真の下、引き続き検討が必要な取組みとしましては、地域風景資産制度の発展に向けた検討を進めてまいります。それから、区民が風景づくりに気軽に踏み出せる取組みを実施してまいります。それから、公共空間を活用した活動や交流の風景が生まれる場づくりを支援してまいりますということを示していこうと考えております。

さらに、区民による風景づくりに活用できる制度としまして、区民の皆さんが風景づくりに活用できる諸制度、景観法以外に基づく様々な諸制度を使っ

て、関係所管とともに連携して区民を支援していくことを示していこうと思っております。

それから、2の「風景づくりの普及・啓発」についてです。こちらはこれまで現行計画の第9章に記載されていた内容を引き続き継承して進めていくのですけれども、それと併せまして風景づくりに関わる様々な機会の提供としまして、セミナーや体験型イベントの開催、あと景観教育を進めていくこと、それからSNSの活用などについても追加して記載していこうと考えています。

続きまして、第6章「建設行為等における風景づくり」です。

建設行為への誘導につきましては、前回改定時に景観計画区域を区分し、方針や基準、対象規模などを見直したことによって、現在、地域特性を生かした誘導が効果的に行えているため、今回の改正では基本的に今ある現行計画を引き続き継承してまいりたいと考えております。

その中で「見直しの方向」としましては、まずこの章「建設行為等における風景づくり」を見る事業者の方々に、方針、基準の記載の前に、何で風景づくりに配慮が必要なのかというところを伝えていくことを考えまして、「風景づくりにあたって」という節を一番初めに追加しようと思っております。

それから3の「風景づくりの方針・基準など」のところにつきまして、この「見直しの方向」としまして、これまでの運用の中で誘導上課題となっている点や、今後課題となる可能性がある点に対応した基準等を追加していこうと考えております。具体的には太陽光パネルの誘導、地域の植生や成育環境を踏まえた植栽、デジタルサイネージですとか、あとバルコニーの手すりなどの誘導についてです。基準として追加をするのか、手引きなどで詳しく示して運用等で誘導していくかなどについては、引き続き検討してまいりたいと思っております。

また、令和4年に指定しました「奥沢1～3丁目等界わい形成地区」の内容が、現在、追録版みたいな形になっておりますけれども、これも素案の中ではきちんと入れていきたいと考えております。

続きまして、ページをおめくりいただきまして4ページの左上の部分、第7章「公共施設における風景づくり」についてです。

こちらの「見直しの方向」としましては、公共施設の連続性や一体性への配慮を踏まえ「公共施設における風景づくりの考え方」、それから「公共施設の整備に関する指針」の内容を、今ある内容から少し追記をして充実させていこうと考えております。具体的には、風景づくりにおいて公共施設は先導的な役割を果たすように、周辺公共施設を含めた一体感のある風景づくりやウォークアブル、減災・防災、復興、あとグリーンインフラや生物多様性などの考え方を踏まえた公共施設づくりをしていきたいと思いますということを示していきたいと考えています。

また、現行計画にも記載しております「風景づくりのガイドライン（公共施設編）」の策定が現在実現していないため、引き続き掲載しまして、風景づくり計画改定後にガイドラインの策定を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、第8章「屋外広告物における風景づくり」です。

こちらの「見直しの方向」につきましては、3「ガイドラインに基づく屋外広告物の誘導」におきまして「風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）」が策定されましたので、屋外広告物の誘導や協議が始まっている内容を追記していきたいと考えております。

続きまして右側の上の部分、第9章「諸制度を活用した風景づくり」です。

こちらは景観法に基づく風景づくりの仕組みで、第8章までに示したものの以外のものですとか、あとは景観法以外の仕組みで風景づくりに活用できるものなどをまとめて記載してまいります。景観重要建造物や景観重要樹木につきましては、これまでどおり指定の方針ですとか考え方などをお示しいきます。

続きましてその下、第Ⅲ部となります「風景づくりの推進体制」です。

第10章「計画の推進体制と検証・評価」ですけれども、こちらで様々な推進体制について示してまいります。

「見直しの方向」としましては、以下を追記してまいります。

まず、最初の「事業者との連携」につきましては、大規模な開発等を契機に周辺の魅力向上を図るため、事業者との早期連携を図ることを示してまいります。

次の「専門家等との連携」につきましては、せたがや風景デザイナーや風景

づくり委員会との連携のさらなる強化について示してまいります。

それから「関連機関との調整・連携」につきましては、非常時における関係機関との調整・連携について追記をして示してまいります。

こういった内容を今あるものから追記していこうと考えています。

「風景づくり計画 改定骨子（案）たたき台」についての説明は以上になります。

続きまして資料2。スケジュールについて、少しご説明させていただきます。資料2を御覧ください。

本日、骨子（案）のたたき台につきましてご議論いただきまして、そのなかで頂きますご意見を踏まえまして、今後、骨子（案）を作成してまいります。今後の予定としましては、次回12月26日の風景づくり委員会におきまして、その骨子（案）についてご議論いただきます。

その後、予定としましては来年2月に骨子を区民の皆さんに公表しまして、2月もしくは3月にオープンハウス及び区民意見交換を行い、区民の皆様からご意見を頂く予定です。

来年春より、区民意見などを踏まえまして、改定素案の検討を始め、風景づくり委員会の皆様からのご議論ですとか、あと都市計画審議会の意見聴取などを経まして秋に改定素案をまとめ、区民の皆様に公表、パブリックコメントなどを実施します。そういったところで頂くご意見を踏まえて改定案としまして、10月頃に開催します風景づくり委員会におきまして、この改定案について答申を頂ければと予定しております。その後、手続きを踏まえまして、令和8年3月に風景づくり計画の改定の決定、公表、4月より運用開始を予定しております。

説明は以上になります。

○委員長 ありがとうございます。ということなので、今回は一応たたき台に関して、言い方あれですけれども、自由なご意見といえますか、今お気づきになった点をご議論いただいて、次のときに骨子（案）を出して検討するということになるかなと思うので、特に結論を出す必要はないのかなと、必要ないというところであれですけれども、結論が要るということではないと思うのですけれども、今日頂いた説明全体を通じて、ご意見や分からないことがあれば、ぜひ

コメントしたり質問していただければと思います。どちらからでも結構ですので、よろしくお願いいたしますと思います。いかがでしょうか。

〇〇委員、よろしくお願いいたします。

○委員 今回のこの資料が骨子(案)たたき台ということになってはいますが、恐らくこれが基本になって、今後フォーラムですとかパブリックコメントの資料になっていくのだと思うのです。

そのときにこの資料、実は結構複雑な階層の構成になっていて、言わんとしていることは(1)の視点と(2)の構成と(3)の見直しの方向ということだと思いますけれども、例えば(3)の下にローマ数字のIがあって、1章があって、1があってというふうに、大きな項目と小さな項目がかなり入れ子になった構造になっているのです。資料のまとめ方として、それがもう少し分かりやすくなるというかなということ、例えば色を使い分けるとか、景観計画の中の章立てについては、今ちょっと影がついていたりするのですけれども、こういうところを分かりやすくするとか、資料の構成が基本的な形として分かるようにまとめたほうがいいのかなということ。

あと色使いが今ブルーの濃淡になってしまっていて、企業の中期経営計画のような見え方になっていて、今まで世田谷区が進めてきた風景づくりの印象と若干違うのかなということもあって、こういうところももう少し工夫をされると読みやすい資料になる、積極的に読みたいというような資料になるかなと思いました。

それと中身についてなのですが、特に気になっているのが3ページ目で、太陽光パネルについて追記をするということになっていると思います。来年4月から東京都内の新築の戸建て住宅についても、太陽光パネルの設置が義務づけられるというところを踏まえての記載だと思うのですが、一番懸念されるのは風景づくり計画の協議に乗ってこないようなものが大量に出てくることだと思うので、例えば業界団体のようなところに、事前にこういうものを周知するとか、そういうことで、太陽光パネルが乗ったら街並みが悪くなってしまったとならないようにしていただきたいというのが1点。

あともう1つは、ちょうど今、同じ時期に、お隣の杉並区が景観計画の改定をしてしまっていて、昨日の審議会で素案が出てきたのですが、この太陽光

パネルについて設計団体の代表としてお見えになっている委員さんから意見があって、この書きぶりについて議論をしているところです。お隣の区なので、書きぶりにあまり差が出たりとか、そういうことがないように少し協議されたり、調整されたりというのがあるといいかなと思いました。

それと4ページのところで、「風景づくりのガイドライン（公共施設編）」というのができるということで、これはコロナ禍で止まっていたという話を聞きましたので、速やかに策定されるといいかなと思うのです。

今までの協議を通して見ると、世田谷区は比較的まだ共通認識があるほうですけれども、過去こういうガイドラインを策定した自治体の例を見てみると、敵は役所の中にいて、一番言うことを聞いてくれないのが役所の中の事業だったりするので、そうならないように、ガイドラインはツールにすぎないので、できるだけ早い段階から景観の考え方を取り入れていただけるような仕組みというか、協議の流れみたいなものを併せて整備されることをぜひお勧めしたいと思います。

私からは以上です。

○委員長 事務局からありますか。

○都市デザイン課長 ○○委員、ありがとうございました。まずは構成を分かりやすくということと、使用している色が青色一色になっていますので、そういった点は見やすくなるように工夫をしてみたいと思っています。ありがとうございます。

それと、順番が逆転するかもしれませんが、先ほどの風景づくりの基準のところでの太陽光パネルにつきましては、どのような内容を記載するかにもよりますけれども、業界団体に事前の周知等を図っていきたいと思っています。また、杉並区も今改定作業中だという情報を頂きましたので、近隣の特別区でございますので、いろいろと情報交換を図っていきたいと思っています。ありがとうございます。

また、公共施設のガイドライン策定に当たりましては、関係する所管課とPTを組むなど、一緒にガイドラインをつくっていきたいと思っています。皆さんと共通認識を持ちながら、このガイドラインをつくっていきたいと思っています。また、協議の仕組み、進め方につきましても、事前の庁内での打合せを

議論する中で、全てのものを対象にするのは結構大変ではないか、そもそも業務的に間に合わないのではないかというご意見もありましたので、そのような点も踏まえて、どういったものを協議の対象とするかというの、関係する所管課と協議しながらまとめていきたいと思っております。ありがとうございます。

○委員長 ○○委員、よろしくお願いします。

○委員 今、○○委員がおっしゃっていたことに続くことかもしれないのですが、今回の改定のポイントとして、区民が主体で風景づくりをやっていくことを、1ページ目の今回の改定後（案）で第4章に格上げというか、章を上げていったということですが、区民の立場からすると、区民が主体でやっていくのであれば、このセットとして推進体制、区民が主体的に、いろいろな人たちが参加できるような推進体制が一番後ろの、4ページに書いてありますけれども、セットで、区民が主体でやっていくためには、区としてこういうサポートをしていきますよということをもう少し分かりやすくしていただきたいということ。

それから、2ページ第4章「多様な主体による参加と協働」の「区民・事業者・区の役割」というところで、実際、区の役割としては風景づくりを担っていくに当たっての基盤の整備ということを書かれていて、それはもちろん大事なお仕事だと思うのですが、区民が主体で動いていくことをサポートする体制というか、よき伴走者みたいなことを一緒に明記していただいて、安心して区民と一緒にやっていけるよということをもう少し分かりやすくしていただけるとありがたいかなと思いました。

以上です。

○委員長 事務局、お願いします。

○都市デザイン課長 ○○委員、ありがとうございました。おっしゃるとおり、区民主体の風景づくりを進めるに当たっては、区の支援や事業者との連携が不可欠と思っております。区民だけがやるのではなく、区がサポートしていく体制をきちんとやっていきたいと思っております。

「風景づくりの取組み」で、第5章「区民主体の風景づくり」というところがございます。第4章は基本的な考え方というところをイメージしております。

して、実際、区民主体でどうやっていくのかというところを第5章で記載していきたいと思っています。その中で、「区民主体の風景づくりの支援」ということで1番目に書いていますけれども、地域風景資産や、界わい宣言など、いろいろな制度もございます。そういったところの紹介や、あとは下のほうに、2の「風景づくりの普及・啓発」の右上に青い枠がありますけれども、いろいろな補助制度等もございます。これらも活用しながら支援もしていきたいというところがございますので、きちんと区の支援体制を記載していきたいと考えています。

以上になります。

○委員長 ありがとうございます。

○○委員、お願いします。

○委員 ○○です。ご説明ありがとうございました。私も今の○○委員と同じことをお聞きしようと思っていて、4章の3と5章との関係がちょっと分からないと思っていました。今の説明で違いは分かったのですけれども、その辺りがもっと明確になるといいのかなと思います。この章立てを見ると、4章と5章の違いが分りにくいなと思いました。

もう1点が、区民と事業者と区の役割というところで、2ページ目の第4章の2で書こうとしているのですけれども、この計画としてメインはあくまで区民で、事業者と区というのはあくまでもサポーターという位置づけなのか、それとも全員同じレベル感で頑張らなくてはいけないのかというのは、全体を通してぶれているなと思っていて。

この4章の書きぶりだと、あくまで区民が主役で事業者は積極的に関わる、区は施策の策定と実施というところで、先導している印象はこれだけ見るとないのですけれども、その辺りの区の今回の風景づくり計画の位置づけというか、スタンスというか、その辺りはどうお考えになっているか教えていただきたいと思いました。

○都市デザイン課長 ○○委員、ありがとうございます。風景づくりの構成の今回の見直しの中でもご説明させていただきましたとおり、今回の改定に当たりましては、区民主体の参加と協働の風景づくりを重視していきたいといったところを明確にするために、第Ⅱ部の「風景づくりの取組み」では章立て、

構成を変えまして、第5章でまずは「区民主体の風景づくり」というのをある意味、上のほうに持ってきてございます。

区民主体でやっていただくところは、風景づくりとは何かというのが、1ページ目の右上に第1章「計画の主旨」がありまして、地域の個性あふれる世田谷らしい風景を守り育てつくることということで、そこには区民、住まわれている方がいらっしゃるというところがありますので、そこで風景がつくられていくのかと思っています。

事業者というのは、様々な事業者がいるかと思ってございます。建設行為で建物を造る事業者さんですとか、街なかで営業されている事業者さんもいらっしゃいますので、それぞれの立場で風景づくりに関わるというのはあるのかと思っています。当然重なる部分もありますし、それぞれでやっていただくところもあるのかなと思ったりしております。

すみません、ちょっと回答になっていないかもしれませんが。

○事務局 今、〇〇委員にご指摘いただいたところが、私たち今回の改定で計画をどうしようかと考えていく中ですごく悩んでいて、うまくしっくり来ているか来てないかという、ずっと私たちが悩んでいるところをまさにご指摘いただきました。

行政計画なので、景観法に基づく景観計画、区がやることを書いていくものの中に、だけれども風景づくりは、もともと区民の皆様がこれまでの生活の中で積み上げてきたものが風景で、そういった区民の皆さんがやっている風景づくりを区は支援していかなくてはいけないので、主役は区民なのですよというところを、どうこの計画の中に示していくかというところをずっと悩みながら私たちも今つくっているところで、まさにご指摘いただいたところだと思います。

それを、世田谷区独自で区民の皆さんと風景づくりを進めてきたものを前半、前のほうに持ってくることによって、今回の計画の目的である風景づくり計画が区民の皆さんにもっと近いものなのですよというところを表現したいというので、前に持ってきたところがあります。

構成をつくっていく中で、その辺りがまだなかなか表現し切れてない部分もありますので、内容としましては今、課長からご説明しましたとおりです。

れども、それをうまく表現できる仕方を今日のご意見も踏まえながら進めていきたいと考えています。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

区民はもちろん確かに中心だと思うし、皆さんで今までやってきたので、それを積極的にサポートしていくことが大事だと思うのですが、一方で事業者等の役割もとても……。事業者と一口に言っても幅広いですが、例えばうちの大学も世田谷にあって、一生懸命風景づくりしなくてはならないと思いますし、公共施設も先導していく役割があるので、その辺りをうまく表現できるといいなと思いました。ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。

議題1つで、せつかくですので皆さんに一言ずつ頂きましょうか。よろしくお願ひします。

○委員 根本的なことを言ってしまって申し訳ないのですが、全体を通じて「風景づくり」という言葉、5文字あるのですが、これは動名詞として使っているのでしょうか、多分。

でも、もともと風景というのは、その前に何かの行為があつてそれによって得られたもの、いわゆる結果が風景なのですよね。だから、それに「づくり」というポジティブワードをくっつけて「風景づくり」として、主語的というか、名詞的に使っている。そういう言葉遣いが全体的にあふれているのですよ。

これさっきからばばっと見ただけでも、ほとんどのページに使われているのです。この「風景づくり」という、名詞なのか動名詞なのか分かりませんが、使い方をもう少し整理したほうが分かりやすくなるし、曖昧な点がなくなるので、検討したほうがいいのではないのでしょうか。根本的なことを言ってしまって誠に申し訳ないのですが、ご検討されたらいかがでしょうか。それが言葉の関係です。

内容の観点で、もう一言言わせてください。9月15日号の「せたがや」という区報がありますよね。あれに「世田谷区民意識調査2024」というのが掲載されているのです。それを見ると、いわゆる日常生活の困り事として、25%の人が「道路が狭くて危険」というのを挙げているのです。それから、区が積極的に取り組むこととして、33.5%の人が「災害に強いまちづくりを

やってください」と言っているのですよ。それは区報に載っています。だから、いわゆる安全・安心、防災といったことが区民要望の上位にランクされているし、それはきちんと区民のニーズということになっているのですね。ですから、今回この風景づくり、そういうのは今年の1月1月のあの災害から始まって、迫りくる災害といったものにみんながものすごく意識過剰になっている状態にあることはお分かりのとおりなのですよ。

ですから、「風景づくり」という、何となくセカンダリーインポートンスみたいな、とどまりがちな言葉を多用するのではなくて、もっと「防災」とか「減災」とか、「安全」だとか「安心」だとか、そういう言葉のほうに視点を広げることによって、先ほど申し上げた区民ニーズに合った取組みになっていくのではないかと思うので、そういう点をもう少し強調されてはいかがかと思えます。

具体的に言うと、インフラとか公共施設とか、歴史的建造物もそうですけれども、災害時に倒壊したり、救急やそういったものの障害にならないように、風景を形成しているいろいろな建物、インフラ、建造物といったものを予防的に強度点検、経年劣化のチェックをきちんとやって、場合によってはリプレイスやリフォームするといった視点を盛り込む必要が喫緊の課題として今出てきているということなのです。

ですから、道路を中心として、開発を中心として、いろいろな物が造られたり開発されたりしてきたけれども、それが50年、60年近くたって、本当に迫りくる危険、災害、そういったものに対応できる。簡単に言ってしまうと大丈夫なのかというところに対して、もう少しアプローチしていかないといけないのではないか。それは風景の構成要素なのですから。

今はそういったもののチェックだとかもドローンカメラや生成AIを使えば、そんなに昔ほど大変なこともなく、それなりにできるような新しい技術が開発されてきているし、実用化されてきているわけです。必ず近々来るであろうという災害に備えた事前復興という概念をもう少し盛り込んで、まちづくりなのか、風景づくりなのか、言葉遣いはお任せいたしますけれども、文章表現されたほうが今の区民の意識に合致するのではないかと思います。ちょっと長くなりました。

○委員長 ありがとうございます。

○都市デザイン課長 ○○委員、ありがとうございました。

まず風景づくりの定義になりますけれども、「風景づくり条例」というのを区で定めてございまして、そちらの中の第2条で、定義ということで、風景づくりとは何かということが定義づけられていますので、基本的にこれは名詞で使われているのかと思っています。

あと「風景づくり計画」の冊子、皆様の机の上に置いてあるかと思えますけれども、1－3ページに「風景とは」「風景づくりとは」という記載が書かれています。

庁内の中でも、実はこの「風景とは」、「風景づくりとは」というのはもう少し内容を充実させて、分かりやすくしたほうがよいのではないかというような指摘もあったところですので、○○委員のご意見も踏まえながら少しここは内容を充実させていきたいと思っています。

あと防災・減災、復興についてのご意見は、前回の委員会でも頂きました。先ほど事務局からもご説明させていただいていますけれども、こちらにつきましては資料の2ページ、第3章の「風景づくりの理念・方向性」の中の「見直しの方向」のところ、少し内容を記載していきたいと思っています。頂いたご意見を踏まえながら、少し考えていきたいと思っています。

なお、現行の「風景づくり計画」を皆さんお持ちなので参考に見ていただきたいと思っているのですが、防災についての内容が若干記載されてございまして、例えば、3－3ページを御覧いただきたいと思います。こちら第3章「風景づくりの理念・方向性」で、2の取組み方針の姿勢、3の「風景づくりの方向性」が3－3にございます。そちらの「自然」の項目に、「地形」というところがあるかと思えます。こちらでも災害を想定しながらということで、地形を活かしながら風景づくりを進めますという話を少し書いてございます。

また、例えばなのですけれども、3－9ページ、各地域の風景づくりの方向性を書いていますけれども、一番上の「木造住宅密集地域での防災街づくりとの連携」というところで、「建物の不燃化・耐震化を進めるとともに、道路・公園等の整備を進める中で、防災街づくりと連携した風景づくりを進めます」

という記載はさせていただいております。

ただ、昨今の防災・減災、復興の話の記載がここにはございませんので、今回の改定に当たりましては、〇〇委員の意見も踏まえながら少し書き込んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○委員 でも、平成27年のときと、完全に変わってしまっているわけですよ。先般、前回のときに区長が「異常気象の常態化」という言葉を使われて挨拶されましたよね。まさに現在、異常気象が異常ではなく、常態化してしまっているときですよ。これ平成27年のときのことを今、あなた説明しているのだけれども、そうではなくて、日本を取り巻く気象条件ががらっと変わってしまっている。そういう状況をもう少し現状風にきちんと整理して、風景づくりの中に取り込んではいかがかと申し上げているわけです。

○都市デザイン課長 現行、今こういう記載で書いてございますけれども、前回の委員会でも〇〇委員から頂いたご意見もありましたし、今回も改めてご意見を頂いていますので、改定に当たりましては改めて防災・減災、また復興の視点も含めて記載を少し考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長 今、今日の資料1の2ページ目の右側の上の第3章のところに、「見直しの方向」で「地震や風水害など災害を踏まえた風景づくり」を追加することですけれども、この追加の仕方ですね。これをどのようにしていくかというのをちゃんと検討しましょうということだと思っておりますので、その辺をお願いします。

現行の1-4に「風景づくり計画の位置づけ」と書いてあるのですが、多分、世田谷区全体の中では、ほかに例えば「分野別計画」と真ん中に書いてありまして、下を見ると「せたがや道づくりプラン」と書いてあったり、本当はここに防災計画とか、いろいろなやつが入っているはずなので、いろいろなところでまず世田谷区全体において、そういうことはどう考えているかということが多分あると思うのです。ただ、結局それが風景づくりにも影響を大きく及ぼす部分も出てきているわけだということで、それをどのように風景づくり計画として受け止めて、風水害や地震に対応する部分で、風景づくりで

できることをどうするかというのをちゃんとここに盛り込んでいくことだと思いますので、そちらともぜひ連携していただいて、ここにその部分は反映すべきかと、検討いただくということかと思います。その辺りも非常に重要な視点ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、全員ということで、よろしくお願ひします。

○副委員長 ○○です。ご説明ありがとうございました。そして、皆さんのご意見を聞きながら、私も疑問に思っていた部分とか詳しく聞きたいというところ、既に回答いただいているのですけれども、一番引っかかってきたところとしては区民主体という部分で、一番初めの1ページ目左側の「見直しの主な視点」というところで、①が「あらゆる主体や世代」があって、④でも「多様な主体」との連携。主体は大切なのですけれども、どのように主体性を発揮して何か風景をつくっていくのかというと、1人でできることではありませんし、既にいろいろな活動があるいは支援があって、例えば3ページ目の「3軒からはじまるガーデニング」とか「市民緑地制度」とか、こういった制度を活用されている団体の方あるいは個人の方というのは理解が早いかなと思うのですけれども、そうではない場合にどのように一緒になってつくっていくのか。

特に新しく加わった4章、5章のところの区民主体というので、前回も区民の方々がにぎわいを創出しているとか、道をもっと滞在するスペースにしたりとか、ウォークブルといった取組みの中で、1ページにも写真が出ていますけれども、何か気軽に参加できそうなものも、自分も風景の一員になるのかなというイメージは持てるのですが、多分活動に参加すること＝風景とは思っていないと思うので、先ほどの「風景づくり」というところが、前からいる区民としてはイメージできているのですけれども、そうではない方々に、特にあらゆる主体、世代を感じる、関わるというところでは、先ほどご指摘があった安心・安全とか、防災とか、自分が身近に感じるころのキーワードと連動していくと、より参加しやすくなるかなと。

そこが多分根底にはあって、委員長からもお話があったように、他部署でも考えていることというところが連動して表に見えてくると、「私がこうやって今イベントに参加していることが、近所の方とお話をしていざというときにも何か役に立つのか」とか、「道がこんな複雑だったけれども歩けるようにな

った」というところで安全につながるとか、何かそういった気づきにつながるものなのだよというところをもう少し分かりやすくしていただけると、主体、主体だけを言われても、何をしたいのやらというのが、この1番目の視点というところで、ポイントはもちろんまとまっているのですが、読む側としてはちょっと分かりにくいなということを思いました。

それと4番目の「多様な主体との連携」、この辺が大切かなと思うのは、この二子玉川もライズの辺りがすごくきれいになって、公園もあり、世田谷区のことでもすごく考えた広告とかいうところで、この風景づくりにつながるかなと思います。

あと下北沢駅の線路街であるとか、ボーナストラックとか、いろいろな新しい街並みができてきているときや、それぞれにいろいろな専門家や区民以外の事業者も入って考えられた新しい風景が出てきたときに、先ほどの安全とか安心とかいうところも含めて、あとみんながそこに関心を持つという要素を長年かけて作り上げてきたものが、もうちょっとほかでも使える、住宅街にいきなり持ち込むのは難しいと思うのですが、そこで言われている世田谷らしさとかこの街らしさみたいなのところとかも、もう少しこの風景づくりの中にも、多分詳しい計画ができた中には具体例として入るのかなと思うのですが、骨子の文面の「大規模再開発等」だけだと、ちょっと分かりにくいなというところがあります。具体的な街とか事例とかがもう少し出てくると、どういう点で何にこだわると、それがここの世田谷らしさというところに視覚的にもあるいは機能面でも出てくるかなというところが伝わるというのと。多分要素はたくさんあって、そこは区民がなかなか意識できないということもあるというのを伝えることがすごく大切かなと思いました。

そこに絡めて、スケジュールのところでも3月にオープンハウスあるいは風景づくりフォーラムというのをやられるということですが、この辺どんなふうにも多くの区民の方を、奥沢だとエリアが限られているので伝えやすい部分があると思うのですが、この辺はどう伝えていかれるのかなというところも。ここの中身をぜひともどんどん関心を持っていただくためにいろいろな仕掛けをしてほしいなという思いからの質問です。

以上です。

○都市デザイン課長 副委員長、ありがとうございました。幾つか頂いています。

「見直しの主な視点」であらゆる主体は①にありますし、④に多様な主体ということで、主体といったところが少し分かりやすくできればと思っています。

いろいろな活動がある中で、おっしゃるとおり活動イコール風景づくりだというのが、区民の方々はあまり認識というか、意識されていच्छらないだろうと思っていますけれども、ただそこが実は風景づくりにつながっているところを少し伝えられるようにしていきたいと思っていますので、いろいろな事例等も載せていきたいと思っています。

あと例えばなのですけれども、庁内でもグリーンインフラについて区民の皆さんに知っていただくという場もあり、実はグリーンインフラも豪雨災害の対策でありますけれども、緑の創出だったり環境対策であったりと。いろいろな波及効果が実はあり、そこが風景にもつながるといのがありますので、いろいろなところと連携しながら風景づくりを広めていきたいと思ったりはしております。

大規模再開発につきましては第10章ですので、4ページに今後「見直しの方向」のところで記載をしていきたいと思っています。写真の例としても、今、小田急上部などを掲載することをイメージしていますけれども、いろいろな大規模再開発に伴って新たな風景ができてくるだろうと思っていますので、そういったところも少し見せていきたいと思っています。

あとフォーラムについては事務局より、回答します。

○事務局 2月から3月にかけて行うフォーラム、オープンハウスの今のところの案ですけれども、例えば2日間ずっと会場を開けて、そこに自由に来ていただいて、その方々に説明して、個別にお伝えしていくことを予定しているのですが、その中で意見交換会、ワークショップみたいなものをやろうかなと思っています。

あとは、そもそもそういったことをやっているところをもう少し皆さんに気軽に気づいていただけるというか、知っていただいたりとか、応募してみたいというところで、デジタルスタンプラリーみたいなものができたらいいかなと思っています。開催する日までの間に、皆さんがご自分のご都合のいい時間

で、例えば風景を回っていただいて、それを送っていただいたものに対して何かお返しできるようなものを企画しようかなと考えております。

○委員 今の大規模再開発のところ、もう1回言っていただけませんか。

○都市デザイン課長 資料の4ページの右側になりますけれども、第10章の1の「計画の推進体制」の次の「見直しの方向」のところで、「大規模開発等を契機に、周辺の魅力向上を図るため、事業者との早期連携を図ることを示す」ということで。

○委員 そのことだけれども、大規模再開発でもいいし新たな開発でもいいけれども、そのときにまた電柱を立てていくわけ？

結局、建物が建ったら必ずその周りに道路ができて、そこに電柱が立っていくでしょう。そうすると、無電柱化というのをやっているのと、そういう跛行現象をおこさないように、大規模再開発とか新たな開発をするときのいわゆる通信、電気の電柱をなくす。いわゆる埋設するというのをきちんと前提条件づけしないと。今あるものを埋設して行って、400メートル何億円ということをいくらやったって、それ100年かかりますということでしょう。だから、新たに増えていく電柱を積極的に減らして、減らしてというのは埋設化して、新たな再開発地には電柱はありませんとしないと、それはどうにもならないことではないですか、この無電柱化の進捗状況が。

それをはっきり書かないと、「周辺の魅力向上を図るため」なんて、それでは何なのかよく分からないでしょう。だから新たに開発したりするところは最初から景観上問題のある電柱は埋設化する、新たな電柱は立てないのだと、きちんと具体的に言わないと、無電柱化は進みませんよ。

○都市整備政策部長 ありがとうございます。8月のときにも、無電柱化のお話を頂きまして、先ほどの話とも絡むのですけれども、世田谷区でも「無電柱化推進計画」という計画がまずありますし、先ほどの話ですと、地震で倒れにくくする「耐震改修促進計画」というのもあります。また「防災まちづくり基本方針」というものの中で密集地域を解消していく。いわゆる縦割りの見えてしまうところはありませんけれども、様々な計画の中で少しでも安全・安心な街、魅力的な街に近づけていくというものを管理しています。

先ほど委員長にまとめていただいたのですけれども、そういった計画の進

行状況を我々もきちんと把握しながら、それをこの「風景づくり」というキーワードの中でどうまとめていけるかというその作業は、この後必ずやりたいと思っております。

それと、副委員長がお話しいただいた、例えばこの近くのライズの再開発ですと、ご懸念の電柱はなくなっております。例えば植栽とかですと、あちらはすごく頑張っていて、基本的には固有種しか植えてないはずで、しかも、関東の固有種の植物を中心に植えておまして、一部せせらぎをつくったり、ビルの上ですけれども、そういった関東近辺の環境を模したづくりをしています。

ですから、例えば先ほどおっしゃっていただいたように、こういった開発の際に事業者との協力、連携の中で無電柱化ができるとか、また植生とかについても配慮された植栽が行われるとか、そういう世田谷になじむ風景づくりと一緒にやっていく1つの事例として何か所か紹介していくというのは、とても意義があることなのかなと思います。現行の計画でも幾らか入っていますけれども、こちらもぜひ取り込んでいって、単純に色・形だけで風景を決めているのではないですよというところは、様々な視点でもって決めていくところは書いていきたいと思っております。

○委員 区の新庁舎ができましたよね。あの周辺は当然のように再開発されたけれども、そこは地下埋設したのですか。

○都市整備政策部長 あちらについては、まだ残っております。先ほどの計画、私、直接管轄しているものではないですけれども、どちらかというところ再開発というのは、敷地側の面で取っていきます。ただ、電線の地中化というのは、それを取り巻く道路で取っていくので、その路線に入れられるかどうかというのが大きいと聞いています。

例えば世田谷区役所の本庁舎の向かい側には、まだ戸建ての家がたくさん並んでいる。そうすると、そちらのほうの電柱をなくすことができるかというところ、今のところはまだ難しいというところがあるそうです。ただ、東側は今やっているのですね。

○委員 僕が言っているのは、電柱というのは、僕も大分調べたけれども、メジャーポールとマイナーポールとあって、太くて背の高い電柱にはトランスが

大体くっついているのです。だから、それを下ろしてくると地表面の問題があるので、すごく大変です。ところが、今おっしゃったマイナーポールのほうは小さいですから、それにはほとんどトランスはついていないのですよ。そうしたら……。

○都市整備政策部長 確かに実際にトランス、いわゆる地上機器と言っていますけれども、地上機器の置き場というのが電線の地中化の一番のキーになっていると聞いております。それについては推進計画の中でも、計画的になかなか数値としては少ないですけれども、進めていますし、新しく道路が通るところ、大きな道路とか大規模開発で中に道路が入るようなところは新しく電柱は設けないという大きな方針を持って進めていると聞いております。

我々、風景づくりの視点では、そういった開発等において、例えば風景の支障と言い切れるかどうかは別なのですけれども、支障となり得る電柱や柱状の構造物をなるべくなくしていくような連携を図っていくとか、そういう書き方は十分できると思っていますので、そんな中で対応していければと思っています。

それと、もう1個だけいいですか。

先ほど副委員長から、区民の参画へのハードルのお話が出ました。これは確かにありまして、どこまで書けるかにもよるのですが、正直92万人の世田谷区民の中で実際に、例えば地域風景資産とか、あるいは事業者として風景づくりを、直接何か造っている方というのは大変限られていると思います。ほとんど、多くの方々というのは、どちらかというとなんかアウトカムでその風景を楽しんでいただく。そこがスタートでもいいのかなというところはまずありません。

その上でちょっとでも、何でこの風景が保たれているのかというところに心を少し回していただいて、そこからこんな入り口があるのだという見せ方ができると理想だなと思っていますけれども、どう表現していくかというのはなかなか難しいですが、まずは区民の方の一番の立ち位置は、その風景に親しんでいただく、楽しんでいただくということが第一だと思うので、その辺りを少し、ちょっとだけ補強させていただければと思っています。

○委員長 大丈夫ですか。ありがとうございます。

今の話も、実際風景は1つで見えるのですけれども、そこに見えない線がたくさん引かれています。例えば道路というところでは、管理している人は行政ですとか、同じ風景の中に民間と行政が混ざっているのですけれども、実際やるとそういうところも全部違ったりして、1つの魅力的な風景をつくろうとすると、その枠を超えて話し合いをして、ちゃんと一緒にやりましょうと多分言わなければいけないということで、10章の見直しのところは早めにやったほうが実際の方向に動くので、後から言う「もうできません」と言われてしまうので、早めにちゃんとやり取りしましょうということが書いてあると思います。そういう関係をつくりながら、みんなで風景をつくっていくということをちゃんとそれぞれのところで、自分のところで「やりたい」と書いても相手が「嫌だ」と言ったらできなくなってしまうので、そういうことも考えていきましようということだと思います。

さっき分野別の計画もありましたが、実は庁内も同じことでして、つまり風景は最後に見えるものなので、ほかのものが大きく影響してしまうということです。つまり、ほかの計画やほかのもので考えられていることというのが、最後出てきてみんなで見えるのが風景なので、ほかでやっているものが風景で文句を言われてしまうわけですね。そこに関して、どうやって連動しながら、この風景づくり計画をつくっていくかというところをもう少し謳っていただいて、つまり、この分野別計画やほかの計画もちゃんと連動しながらやっていきますということがすごく大事なのではないかと思いますので、その辺も少しご検討いただければと思います。

一通りご意見を頂きまして、私からも幾つかコメントさせていただきたいと思います。

せっかく2か年かけてやるということなので、焦り過ぎかなと思っています。大きく分けると内容の変更と構成の変更があると思うのですけれども、今、構成の変更に先に話が行き過ぎて、内容で何を変更するかというのがよく分からないというのが、今この見直しのたたき台を見たときに感じることはないかと思っています。

「見直しの主な視点」というところを書いているのですけれども、その前にそもそもこの10何年間において何が変わったのかをもう少しちゃんと、こ

ういう視点が大きな変化として重要なので、このことに関して考えていきますということ述べるのが1つ。

もう1つは、そもそも元の計画を、新しく変えなければいけないこともあるのですけれども、前のやつをもうちょっと直したほうがいいなという部分もある気がするので、そもそも今の風景づくり計画のレビューというのですか、やってみたらこの辺が課題だったとか、ここのところ直さなければいけないとか、ここはもうちょっとちゃんとやらなければいけないというのはどこのかというのを区なりに提示していただいた上で、この見直しの視点が出ていますという構成になっていると、何でこのようにするのかというのがもうちょっとよく分かると思います。

例えば先ほどのように、参加者を増やしていきたいなみたいなものがあるから主体のところを考えますとか、要は課題と見直しが対応している形で見られると、そこが課題なのだねというところがまず分かると思います。そこを初年度はちゃんと見ていただいて、どこを直すべきかということにご意見を頂くのが先かなという気がするのです。

それを踏まえて、「構成はこういう形にしていきます」という、順番としてはそういう順番ではないかという気がしてまして、細かい計画のここを直しますみたいな出し方で、いきなりパブコメみたいな、近いような出し方をしようとするとか細かくいじってしまうのですけれども、そもそも何を直さなければいけないのかをつまびらかにしたほうがいいのではないかという気がしますので、1ページ目の左側をもう少し充実させていただいて、課題とどういったところがこれからの視点として必要なかをもうちょっと挙げていただいた上で、この「見直しの主な視点」を整理していただいたほうがいいかなと思います。

視点もちょっとかぶっていたりとか、交ざっていたりもするので、この4つというのはどういうことかなというのが若干捉えにくかったということかなと思いますので、その辺少し整理していただいて、何を直すべきかということを考えていただきたいと思います。それが1つです。

構成や具体的な変更に関しても、学識の先生とか大体年度末が近づいてきてまして、学生の論文を見なければいけなくて、大体こういうのを見て赤チエツ

クして日々直しているのですけれども、これ大分直したいなという感じもあります。正直言うと、前のほうがまだ分かりやすかったところもあって、細かいじり過ぎたら余計分からなくなってしまったという感じになっている気がするのですが、大事なところは何なのかをもう少し考えながら、構成のほうは考えていただきたいと思います。

そもそも元が分かりにくいところが多分ありまして、「風景づくり計画」の中身もかなり複雑な計画になっていると思うのですね。

例えばですけれども、2ページ目の3章の頭に「風景づくりの理念」が書いてあって、かみ砕いて言うと、生活とか個性みたいなものをすごく大事にすること、さっきの主体とか市民が中心になりながら協働でまちづくりすること、書いてないですけれども、活動するというか、活動しながら何かやっていくのが世田谷の風景づくりのいいところだと思うのですけれども、その3つが柱になっていると私は解釈しています。

例えば今の「風景づくり計画」でも最初のほう、風景の特性ですかね。今ので言うと、3章の(2)とかで例えば出張所ごとというか、ゾーンごとの風景が「世田谷地域」とか書かれていて、こっちも見ると結構しっかりそれ書いてあるのですけれども、後ろに全然出てこない。計画の本当にやるところには、地域ごとの何とかというのがあまり出てこないのです。

それどうしてかという、一般地域はゾーン別になっていて、つまり用途地域別で分けて考えているわけですね。だから、頭のほうで書いている考え方と実際にやっていることが、ずれているという言い方をするとあれですけれども、ちょっと考え方が違っていたりして、その説明があいだにない。だから、「何でこっちは何とか地域って書いてあるのに、計画の一般を見るとゾーンごとになっているのだ」みたいなものが、実際やっている側から聞けば何でそうなっているかも分かることは分かるのですけれども、一般の人は全然分からないということがあるので、そのあいだが分からなかったり。

あと言葉がいっぱいあって、重点区域というのがあるのだけれども、世田谷区のいいところでもあるのですが、柔らかい表現の言葉に変えるので、何とかの水と軸と書いてあるけれども、これが重点区域のことだと誰も分からなかったりするのですよね。こういうところは凡例にも重点とは書いていなくて、

水と緑の何とか軸と書いてあって、これが重点区域だというのは頭の中で全部構造ができていて人しか分からないのです。

さらに言うと、「界わい形成地区」も重点区域だけれども、住民主体のところに書いてあったりしますみたいになると、これ一体どういう計画になっているのだというのが、多分頭の中に全部方程式が入っている人でないと分からない構造になっていまして、かなり難しい仕組みになっていると思うのです。そういうのをかみ砕いて、分かりやすくちゃんとお伝えするためにはどうしたらいいかを工夫したほうがいいなと思っています。

少なくとも全体のフレームワークでちゃんと1個1個の言葉が入っていて、「このことを言っているんだ」みたいなのが全体で分かるフレームワーク図があるとか何かないと、多分構造づけて理解するのは極めて難しい。足し算しているからそうになっていってしまうと思うのですけれども、そういう計画になっているので、もし本当に分かりやすく、今の計画をちゃんと理解していただくとうすると、その辺りをかみ砕いた説明の方法がすごく大事だと、私、個人的には思っていますので、その辺も少しご検討いただきたいと思います。

そのためには先ほど「風景づくり」とか、言葉の話もあったのですが、けれども、「風景づくり」と「風景づくり計画」はちょっと違うと思うのです。「計画」が何か書かれていないのです。「風景づくりとは何か」はある程度一生懸命ご説明されて、さらに拡充しますと書いてあるのですが、風景づくりは風景づくり。それを実現するための計画が「風景づくり計画」ですよ。つまりどうやって実現するかということを考えるプランニングが計画なので、それをみんなで描いている「風景づくり」をどうやってやりますかというのが「風景づくり計画」だと思うのですが、それがちょっと分かりにくいと思うのです。あまり説明されていないと思うのです。

今の、旧来の「風景づくり計画」1-5に「計画の全体構成」と書いてあるのですが、要は目次の構成が書いてあって、これだと計画の構成がどうなのかというのが、行政側から見たら、景観法と独自の世田谷区の条例2つを使って、ダブル体制でやっていますと書いてあるのですが、そもそもそれがどういうことなのか説明されていないので、ちょっと分からないと思うのです。

前回ご指摘させていただいたのは、こういう書き方をしてしまうと、例えば「地域風景資産」とか、一応条例にちらっと載っているかもしれないけれども、これのどっちにもほとんど載らないので、半ページもあるかないかしかなくて、「世田谷区の風景づくりの一番の目玉でしょう」と思うのだけれども、「風景づくり計画を見てもあまり分からない」みたいになっているので、せっかく区民の皆さんがちゃんと進めておられることも、直接区がやっていないかもしれないですけども、一応載せるというか、うまくその中の体系に位置づけるといいのではないかというお話は多分したと思うのです。

そういう意味で5章が、「区民主体の風景づくり」が1個示されているとは思いますが、例えば世田谷区で行う風景づくりというのは、区民の皆さんがそういう形で積極的に関わりながらやるもの。それ以外でも、結局建設工事とかそういうのは、区民の皆さん個々の行為ではどうにもできないというか、みんなでちゃんとチェックしながらこれをどうするかを考えていく仕組みがないと勝手に造られてしまうわけだから、そういうところは個々の活動だけでは限界があるので、ちゃんと制度や仕組みを使って大きく確認していきますというのがこの建設行為だったり、そういうものだったりと思います。

あと公共施設とかそういったものに関しては、区が自ら自分でも汗をかくことでやっていきますみたいな、そういう大きな体系の中で、こういう方法を使って風景づくりを実現していきますという計画だと思っているので、その体系が分かるような説明の仕方があれば、もう少し後ろで書いてある内容がどこに紐づいたものなのかというのが分かるのではないかという気がしまして、その辺の書き方が、多分今のままだと分からないかなと。現行もあれですけども、改定後のほうはもっと分からないかなという感じがしますので、その辺りがちゃんと分かるようにできるといいのかなと思います。なので、その辺りを少し確認して直していただきたいというところがあります。

そういう意味で、5章から9章にかけて多分実現するための方法論を書こうとしているのではないかと理解しているのですが、例えば「区民主体」という章が1章と、「建設行為」が1章というのは本当にフラットなのかなとか、そういうのを見てもまだ釈然としないところもありまして、構成はうまく

変えたほうが良いなと思っているのですけれども、繰返しになりますが、いきなり構成をいじるというよりも、中身をどういじるかを考えてから構成をいじったほうが良いという気がしますので、その意味でも、先ほどの「見直しの視点」のところをちゃんと書き切るのが大事なのではないかと私は思っております。

いかがでしょうか。事務局。

○都市デザイン課長 委員長、ありがとうございます。

まず見直しの主な視点につきましては、当然課題が何かというのがあって「見直しの視点」だと思っています。前回もお示しした評価・検証の結果等も踏まえながら「見直しの視点」をまとめてきた経緯もございますけれども、この資料の左側のところ、「見直しの視点」につきましてはこの10年間でどういった課題があって、取組みをしてきたのかというところを示しながら改めて記載していきたいと思っております。

あと、「風景づくり」と「風景づくり計画」は今ご指摘ありましたとおりで、当然「風景づくり計画とは何か」というのが、第1章の「計画の主旨」の最初に記載されるべきと思っています。その中できちんと示していきたいと思っております。

そのほか全体的な構成は、構成を考える前に、今おっしゃっていただいたような、「まず、どういうふうに風景づくりをやっていきたいのか」というところを改めて事務局のほうで整理をしていきたいと思っております。

今回たたき台ということですが、文字が大分多くて、少しごちゃごちゃとして分かりづらいところもあったかと思っておりますので、もう少し分かりやすく構成というか、書き方、先ほど、〇〇委員からも構成を分かりやすくする工夫が必要だというご指摘も頂きましたので、併せて分かりやすく見直しをしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長 もう1点確認ですが、これが、この資料1をブラッシュアップしたものが、例えば2月の計画見直し骨子公表に至るもの。これが「(案) たたき台」なので、ベースのベースだということですか。

○都市デザイン課長 おっしゃるとおりです。次回12月末に風景づくり委員

会を開催させていただきますが、そのときに骨子（案）をお示しします。頂いたご意見とあと見直しの方向性をお示しさせていただきましたけれども、方向性を示しながら、これを骨子（案）としてどう書き込んでいくかというところをこれから検討させていただいて、お示しをしていきたいと思っておりますので、このままでの表現ではないということでございます。

○委員長 といいますのは、風景づくり委員会はぎりぎりこれでセーフかなという感じですがけれども、ちょっとアウトぐらいですがけれども、一般の方に見てもらおうとほとんど分からないのではないかなという気がちょっとするので、その辺も2段階なのか、ここで本当に区民向けの資料として作成しながら、それを確認するのかというのもちょっとあるなと思うのです。

ただ、さっきの中身の問題と見え方の問題と、2つ課題がある気がするのですが、ここでは両者をどのぐらいの配分で議論するのかというのを確認していただいたほうがいいかなという気がします。

○都市デザイン課長 おっしゃるとおり、書く内容を考える前にという話もあったのですがけれども、こういった構成の中でこういった内容を書き込んでいきたいかというところを本日はお示しさせていただいたところでございますので、これをこのまま骨子（案）にすると、骨子（案）なのに内容が濃いのではないかということもあるので、もう少しかみ砕いた形のほうがいいのかと思っております。

○委員長 ありがとうございます。さっきいろいろな議論が出て、例えば太陽光パネルの話とか、具体的に議論をどういうふうに入れるかを考えなければいけない中身もあるような気もしています。一方、見え方みたいな話もあるので、その辺りを整理していただいて、どう議論するべきかも委員会の中で、次回どうするか検討していただきたいと思っております。

一通りご意見を頂きました。先ほど申しましたとおり、「(案) たたき台」になっているので、案の案になっていますので、これから今頂いたご意見をもみながら少し整理していくことになると思います。

一通り行きましたけれども、最後何かこれだけは言っておきたいということがありましたら。

副委員長、よろしくお願いします。

○副委員長 今、委員長の話を聞いてとても分かりやすく、納得したところですが、そこでさっき、説明を最初に聞いたときに疑問というか、詳しく知りたいなと思っていたのが、1番目の「風景づくり計画の見直しの視点」のところの説明ですね。今、多分委員長がおっしゃってくださったことと同じにはなると思うのですが、5行目「改定された上位計画との整合」となると、どういうふうに変わって、あるいは社会が変わったから変更するという部分が知りたいなと思った点。

それから、その文章の下「検証・評価の結果を踏まえて」というところで、この検証・評価の結果は前回のモニターの何かご意見とか、そこかなと思いつながらお話を伺っていたのですが、「10年間でここまでやりました」「その成果はこれだけあります」「これだけ出ました」「まだまだこれが課題です」とか「これは継続です」とかいうところが連動するという委員長のご指摘だとは思っています。ここら辺の説明がもう少し、10年たったから社会変わったよね、周りの法律も変わったよねとか、何かそこも言っていただくと、よりこの視点が分かりやすくなるなというところを改めて思いました。繰り返しのよう感じですが、そもそもそこは私も疑問だったというのを思い出したので発言させていただきました。お願いいたします。

○都市デザイン課長 ありがとうございます。改定された上位計画、区の基本計画が今大きく見直しをされておりまして、実施計画の中で風景づくりについても位置づけられるなど、風景は大事であるということがございます。

あと上位計画になりますと、都市整備方針の第二部である地域整備方針というのが、今、改定の作業中で、そこの整合も図っていきたいというところがございます。

この中で、先ほどご説明した見直し項目である、特に建設行為のところになるかと思えますけれども、また、太陽光パネルだったり、デジタルサイネージでしたりという話も大きく変わってくると思っていますし、グリーンインフラという視点、先ほどもご説明させていただきましたけれども、昨今の豪雨災害等の対応が求められてきていますので、そういったところと風景づくりとの関連性も大きく変わってきたところかと思っています。先ほど〇〇委員から事前復興の話もございましたので、そういった様々な視点が今後の1

0年を見据えた計画改定になってくると思ってございます。

評価・検証のところは確かに前回の委員会でご報告させていただいていたとおりですけれども、もう少し分かりやすくというか、説明が必要だったと思っています。そこは何かあれば事務局お願いします。

○事務局 今日私もお意見を頂きながら考えていたのは、もちろん内容をどうするかまずは考えなければいけないですけれども、その後のお示しする表現としては、計画の骨子は、骨組みみたいなところは骨組みみたいな資料としつつ、その前の段階のものを今お話、ご意見を頂いたように、何が変わったかとか、こういう変化があったとかいうところは、別でお示ししていかなければいけないのかなと思いました。

今度、公表するという段階の案をお示ししますけれども、そのときにはそういった表現の仕方も工夫していきたいと考えました。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 先生方、皆様のご意見、本当にそうだなと思いながらお聞きしていました。

1個だけちょっと気になったのが、この10年の変化のまとめをしっかりしなくてはいけないのは本当にそうだなと思ったのですけれども、特に私が自分の専門でも気になっていたのは、施設ではないけれども、非常に公共的な空間はたくさんあると思っていて、この10年で言うと、私、保育園の研究しているのですけれども、そういった福祉施設とかすごく増えたと思うのです。そういうときに、この風景づくりの計画がどの程度関与していたのかとか、関与してなかったのかというあたりもすごく気になっています。

人が使ういろいろな地域のコミュニティの拠点にもなるような空間なので、まさに公共施設の風景づくりを引っ張っていく場所だと思うので、そういったところともうまく連携するような視点とか計画になるといいなと思いましたのでお願いします。

○委員長 ありがとうございます。結構、公共空間とか都市計画、まちづくりの専門分野で近年トレンドになっている話としても、英語だと「パブリックレーム」と言うのですか、公共的な領域ということですね。つまり本当に道路とかだけではなくて、そこににじみ出た隣の民間の敷地であるとか、そういうのも

併せて1つの領域みたいなのがあって、これは一緒に考えていかなければいけないよね。みたいなものが結構今たくさん議論されている内容で、そういうのは例えばこの風景づくり計画の中では議論できるのか。今のところできなさそうだなという感じですけども、できるのかどうかとか、すべきなのかとか、その辺も今の話を含めて少し、もうちょっと考えられるといいと思うのですけれども、これは10年に1回ぐらいの大改定ということでいいですかね。

根本の話はするべきではないのかなのか、分からないのですけれども、例えば今の話もありますし、さっき開発の話もちらっとあったのですけれども、風景づくり計画の基準の中の一般地域の商業系ゾーンというのが一番引っかけるところだなと思うのです。

世田谷でそういう今のような話とか、例えば先ほど二子玉川の話も出ましたけれども、そういう話が起こるのはほとんど駅前かなと思います。あとは大学とか、でっかい敷地が出たときはそういう場所もあるかもしれないのですけれども、大体駅前かなと思うと、鉄道みたいなページもあって、各駅の丸とかも書いてあったりするけれども、そういう目で考えるページが1個もないなという感じがします。でも、今までの数十年、世田谷で起きていたそういうものは、見ても駅の近くで起きているのが実態なのではないかと思うと、本当はそういう目線もあっていいのかなとちょっと思ったのです。

つまり、風景づくり計画の単位とか在り方の考え方も、必ずしも今の場合、一番ベストとも限らないと思うのですけれども、言い出すとすごい大改定になってしまうので言いにくいと思いつつ、でも、そういうのはいつやるのかなとか思ったりもしまして、というのを考えたときに。やらなければいけないと言っているわけではなくて、何をやるべきかを整理するというか、その辺を。

なので、今の計画も1回検証してほしいのですよね。そうやって見たときに本当にこれでうまく誘導したり、一緒に連携したりしながら、よりよい風景づくりの方向に向かえるものになっているのかどうかを1回確認していただいで、できることとできないことがあるので、だから全てをこうしなければいけないということではないのですけれども、どの辺が課題だったり、こういうふうにするとよりよくなると思えるのかというところを、繰り返しになりますけれども、先ほどの「見直しの視点」のところを充実させて、確認させていただ

けるといいのかなと思います。

○都市デザイン課長 ありがとうございます。公共的な空間になると、民有地ですと、例えば大規模な整備をするに当たっては環境空地と言われるものを整備するように、世田谷区は住環境条例で定めてございます。そうしますと、道路と敷地の境界部分にできるような環境の空地のところのしつらえというのが出てくるかなと思います。そういったところは建設行為における事前調整の中でも、例えば近くに公園等があればそこの連続性、一体性がつくれるような空間をつくってくださいねというような誘導もしてございます。建設行為の届出の中でのやり方、誘導の仕方はあるのかなと思ったりはしています。

ですので、駅前だけでなく、住宅地で大きなマンションが開発されれば、歩道状空地、もしかしたら提供公園とかもあるかと思えますけれども、そういったところのしつらえ等の配慮・調整はあるかと思っております。

以上です。

○委員長 議論すると切りがないですけれども、そういったところも少し含めて考えていただきたいと思えます。

ということで、今回はまず意見出ししていただいたということですので、それを基にしながらもう1回たたき台をたたいていただいて、次回骨子(案)としてより深い議論ができるように、少しご準備いただきたいと思えますのでよろしくをお願いします。

一応、本日の議題はこの1つということになっておりますので、もしほかよろしければ、これで議題としては以上ということにさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。では、これで議事は終了となりますので、事務局から連絡事項をよろしく願いいたします。

○都市デザイン課長 委員長をはじめ、委員の皆様、本日は本当にどうもありがとうございます。たくさんご意見を頂きまして、ありがとうございます。頂いたご意見踏まえまして、骨子(案)を作成していきたいと思っております。

それでは、次回の委員会の予定につきましてご連絡させていただきます。

次回は12月26日木曜日、午前9時30分からの開催を予定してございます。会場は本日と同じこの場所、二子玉川分庁舎になります。

開催日が近くなりましたら改めてご案内させていただきますので、どうぞ
よろしくお願いいたします。

以上となります。

○委員長 では、これもちまして令和6年度第2回風景づくり委員会を閉会
とさせていただきますと思います。皆様、どうもありがとうございました。

——了——